

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置（使用、変更）届出書 添付書類一覧

根拠条項	設置届				使用届	変更届
	法第5条第1項		法第5条第3項		法第6条	法第7条
対象施設	特定施設	有害物質使用 特定施設	有害物質使用 特定施設	有害物質貯蔵 指定施設		
	有害物質使用特定施設に該当しない特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場（分流式下水道の場合を含む）	有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場（分流式下水道の場合を含む）	有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場			
様式第1						
別紙1					設置届に準じて添付してください	変更に係る部分を添付してください
別紙1の2						
別紙2						
別紙3						
別紙4						
別紙5	(指定地域内のみ)	(指定地域内のみ)				
別紙6						
別紙12						
別紙13						
別紙14						
別紙15						
その他の添付資料	<p>必要に応じて、以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内図（工場又は事業場の場所を示すもの、地図） 工場又は事業場内の配置図（建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの） 施設（処理施設を含む）や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど（施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの） 操業系統（施設の使用状況等）を示すもの 使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート（SDS） 排水処理施設の設計計算書（処理施設的能力が十分であることを示すもの） 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領（法令で作成が求められているもの） 					

埼玉県生活環境保全条例の規定により、埼玉県では有害物質を含む汚水等（これを処理したものを含む。）を地下に浸透させることはできません。そのため届出書においては、別紙7～別紙11（第5条第2項関係）を使用することはありません。